

相続登記の義務化等の制度見直し相続アドバイスに活かす

相続土地国庫帰属法)民法・不動産登記法の改正と

地白書)。本格化するこの問題解消に向けた取組みについて、全体像を捉えよう。〇万haであり、二〇四〇年には約七二〇万haに達する見込み(平成三〇年版土相続や住所変更等の未登記による所有者不明土地について、平成二八年度は約四一

はじめに

~相続等による所有者不明土地の解消に向けた動き~



居然登記がされないことなど 相続登記がされないことなど 相続登記がされないことなど 相続登記がされないことなど 相続登記がされないことなど 相続登記がされないことなど により、土地の所有者が誰か判 が存在するた が、土地の管理が十分にできず が、土地の管理が十分にできず が、土地の管理が十分にできず

じています。
でも隣地との境界を明確にできても隣地との境界を明確にでき

この所有者不明土地の解消に

の発生を予防するとともに、土の発生を予防するとともに、土の改正や関連する法律が成立の改正や関連する法律が成立ののでで、令和三年四月に、民法

地利用の円滑化を図るというものです。発生の予防の対策としのです。発生の予防の対策としの登記申請を義務化することになり、また、相続等で土地所有権を取得した者が法務大臣の承権を取得した者が法務大臣の承させることのできる制度が創設させることのできる制度が創設されました。

物についての法整備、長期間経物や管理が不十分である土地建め、所有者が不明である土地建土地利用の円滑化を図るた

設けられています。 見直しなどが、今回の法改正に過した後の遺産分割についての

(図表)。
(図表)。
(図表)。

草薙法律事務所所長 弁護士 草薙一郎

JA全中・JAまちづくり情報センター 顧問、元中央大学法学部 非常勤講師。日本農業新聞の連載 「所有者不明土地解消へ」、「JA まちづくり資産管理情報」への寄 稿ほか執筆多数。



内に登記申請をしなければなり

ければなりません。

得者は相続登記の申請をしな の日から三年以内に不動産取

在を知れば、

その時から三年以



【図表】民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の全体像

登記がされるようにするための 不動産登記制度の見直し(発生予防)

- ①相続登記の申請義務化 ※1-1参照
- ②住所等の変更登記の申請義務化 ※1-2参照
- [公布後5年を超えない範囲内で 政令で定める日〕

で

◆ 令和6年4月1日施行

土地を手放すための 制度の創設(発生予防)

○相続土地国庫帰属制度の創設 ※1-3参照

土地・建物等の利用に関する 民法の見直し(利用の円滑化)

- ①財産管理制度の見直し制度等の 創設 ※2-1参照
- ②共有制度の見直し ※2-2参照
- ③相隣関係規定の見直し権等の規 律の整備
- 4 相続制度の見直し ※3参照

1

相 続

登

記

の申請

義務化

所

有

者不明

£ 地

発生予防

41

令和5年4月1日施行

令和5年4月27日施行

(出所)法務省民事局「民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要」を基に作成

り、

れます。

亡したことならびに被相続人の とを知ったこと、 ことを知り、 ことが前提となります。 不動産が存在したことを知っ って、不動産の取得ができるこ したがって、 相続権としては後順位 先順位者が相続放棄をした かつ、不動産の存 遺 被相続人が死 言の 内容を知 者

す。 続させる」旨の遺言を含む (1) 遺贈により不動産を取得した相 人に対して課せられてい 相続登記の申請は、相続

内に相続登記の申請が義務とさ たことを知った場合に、三年以 自己のために相続開始があ 対象不動産を取得し ま ②相続開始から三年以内に遺産 分割協議の成立ができないと なりません。

が、成立したのであれば、 年先に成立してもいいのです ばならないわけではなく、 をしておけば、三年以内に遺 以内に相続登記の申請をしま たら、その協議成立から三年 申告登記の申し出をし きは、相続人は各自で相続人 産分割協議を成立させなけれ 相続人申告登記の申し出 遺産分割協議ができ (2) に 何

どのような制度か

ませ 提となります。 ①遺産分割となるときは、 発生日から三年以内に分割協 整理をすると、 ň 次の場合が 前

得者は登記申請をしなければ 議が成立すれば、 不動産の取

るのは、

相続登記自体の義務化 相続登記の申請の義

今回の法改正で求められて

に行う必要があります。 ことを知った日から三年以 記の申告も可) 請(この場合、

を、

取得する

相続人申告登

ではなく、

(「相

B

(2) 立しないとき 三年以内に遺産分割が成 務化という点がポイントです。

相続開始によ

とみ を登記官に申し出することで、 が登記名義人の相続人である旨 開始があったこと、および自分 といいます。 相続登記の申請義務を履行した 遺産分割協議の成立が見込め とになりましたが、三年以内に 続登記の申請が義務化されるこ って不動産を取得した者には相 いような場合もあります。 そのため、 これを いなす制 度が新設されまし 登記名義人に相続 相 続人申告登記

るいは遺贈のときは、 動産を取得する者が登記の 「相続させる」旨の遺言、 その不 あ

3

前述のように、



などにより、

相続人は、

次のよ

れた改正民法や新不動産登記法

令和三年四月に成立・公布さ

相続アドバイスに活かす 相続登記の義務化等の制度見直し

②JAの実務への影響

ザーとして、また、相続債権者として、押さえておくべきポイントとともに理解し 今般の法改正や制度の創設は、JAの実務にどのように影響するか。相続アドバイ ておこう。

相続アドバイザーとしての実務への影響

1



日施行) 制限 遺産分割協議に関する (令和五年四月

1

(1) 制度の概要

切なアドバイスをするために

た。相続アドバイザーとして適 うな規律に従うことになりまし

受益や寄与分に関する民法の規 後の遺産分割については、特別 定は適用されません(改正後の 相続開始の時から一〇年経過

必要があります。

について、

十分に理解しておく

または相続に関する新制度 相続人の義務や法律上の制

> 九〇四条の三)。 民法(以下、「新民法」という)

割せざるを得ません。 をすることができず、法定相続 分または指定相続分に従って分 寄与分や特別受益を考慮した具 体的相続分に基づいて遺産分割 つまり、一〇年を過ぎると、

が少なくなってしまいます。 とっては、 益を主張できたはずの相続人に 期限ではありませんが、自分の 寄与分や、他の相続人の特別受 この制限は、遺産分割自体の 自分が取得する財

> 判所に遺産分割請求をしたとき は、 滅時から六ヵ月経過前に家庭裁 た場合において、当該事由の消 きないやむを得ない事由があっ 六ヵ月以内に、遺産分割請求で または、②一〇年の期間満了前 所に遺産分割請求をしたとき ただし、例外として、相続人 ①一〇年経過前に家庭裁判

ば、 また、相続人全員が同意すれ 一〇年経過後も、法定相続

ます(同条但し書)。

別受益の主張をすることができ

一〇年経過後も寄与分や特



弁護士

会所属。主な取扱分野は、 金融法務、不動産、家事 離婚等)など。JA、信用組 建材メーカー、住宅リフォ ム業、不動産管理・取引業等にお ける様々な業務上の法律問題に幅 広く対応している。

(10

行



割合で遺産分割することができ ると解されています

分または指定相続分とは異なる

(2)

分を主張できます。 協議をすれば、 施行日から五年以内に遺産分割 ら五年以内に到来する場合は、 用されますが、「相続開始から おいてすでに到来している場 ○年」という期限が施行日に この遺産分割に またはその期限が施行日か 以前に発生した相続にも適 施行日(令和五年四月一 特別受益や寄与 関する制限

2 (令和五年四月一日施 相続放棄後の保存義務

(1) 制度の概要

産と同一の注意をもってその財 相続人等に対して当該財産を を「現に占有している」ときは 「引き渡すまでの間」、 の時に相続財産に属する財産 相続放棄をした者は、 自己の財 その放

> せん(新民法九四〇条一項)。 ないという意味での保存義務に は損傷をする行為をしてはなら 産を「保存」しなければなりま この義務は、 財産の滅失また

状や価値を維持するための積極 隣住民などの第三者は含まれな 財産法人(その放棄により相続 となった者を含む)または相続 他の相続人(放棄により相続人 的な行為までは必要ありません。 この考え方によれば、 すぎないと考えられています。 人のあることが不明となった場 いと解されています。 合)であって、相続債権者や近 なお、保存義務の相手方は 財産の現

保存義務を負わない場合

(2)

相続人に引き渡そうとしたとこ 持も管理もしていない相続財産 務ですので、自分がまったく所 る」財産について認められる義 については義務を負いません。 引き渡すまでの間」 また、 続人等に対して当該財産を 保存義務は「現に占有してい 保存義務を負うのは ですが、

> ろ受領拒絶された場合には、 とができます。 を供託して保存義務を免れるこ 法四九四条一項に基づき目的物

民

能です。 能と考えられるので、供託が可 も、相続財産法人による受領不 産清算人が未選任である場合 相続人全員の放棄後に相続財

務は、 ば、保存義務が存続します。 はいえません。 うものであり、 する行為をしてはならないとい っとも、前述のとおり、保存義 売に付しても売却できなけれ 託すべきことになりますが、 の場合、競売に付して代金を供 土地など供託に適さない財産 財産の滅失または損傷を 重い負担とまで 競

(令和五年四月一日施 動産の持分取得 所在等不明相続人の不 譲渡

3

(1) 制度の概要

不動産 相続により共有状態となった (共同相続人間で遺産の

> 明相続人の共有持分を取得しま 裁判所の決定を得て、所在等不 との共有関係を解消するため、 て、その相続人の中に所在等が 分割をすべき不動産)につい たは第三者に譲渡することが可 の共有者は、 不明である者(所在等不明 人)がいる場合に、当該不動産 所在等不明相続人

ときに限り認められます。 始した時から一○年を経過した の取得または譲渡は、 ただし、そのような共有部分 相続が開

条の二・二六二条の三)。

能となりました(新民法二六二

供託による持分取得 譲

(2)

託する必要があります(改正後 認められるためには、 非訟事件手続法」という) の非訟事件手続法(以下、 の価額に相当する額の金銭を供 不動産の持分を取得することが 共有者が所在等不明相続人の その持分

動産の持分の譲渡については また、 所在等不明相続人の不

条五項)。



相続アドバイスに活かす 相続登記の義務化等の制度見直し

小動産に関する書類の見

際のポイントなどを確認する。 の確認は欠かせない。ここでは、 相続相談業務等の場面においては、 各書類の主要部分の見方や、取得方法、 不動産の所有や利用実態を把握するための書類 取り扱う

トラブルを防ぐための所 有不動 産 の 把握 **II** II

1

もいえるでしょう。 開始されることは、 判断される不動産は、 少なからぬ負担を伴います。 りつつあるといわれています。 して承継を希望しない資産にな のため、特に売却価値が低いと をはじめとして、 不動産は、 相続土地国庫帰属制度が 固定資産税の負担 維持や管理に その表れと 相続に際 そ

により、 事態をさらに複雑にしてしまい 隣を含む第三者に損害を与える 管理が十分でない不動産は、 記の申請が義務化されることも て不動産の承継漏れが生じると 懸念がありますが、相続に際し を放置することは許されません。 あいまって、相続の際に不動産 しかし、 相続に際して不動産登 不動産登記法の改正

> を未然に防ぐためには、 の状況を把握することから始め ます。不動産に関するトラブル なければなりません。 産を網羅的に把握し、各不動産 歩として、所有している不動 その第

> > (二一頁図表4参照

●市町村において管理……固定

関係者に対して情報を伝達する でもありませんが、本稿では、 ましい方法であることはいうま 前に、推定相続人やその親族 ことが最も確実であり、かつ望 なるなどして管理が難しくなる の把握は、所有者自身が高齢に 所有不動産の情報および状況

> 課税台帳などがあるが、 帳・建物課税台帳・建物補充 地課税台帳・土地補充課税台 資産課税台帳(詳細には、

本稿

固定資産課

)法務局において管理……

·不動

台帳」という においては、

産登記情報

株式会社 ラピュータファイナンシャルアドバイザ 川﨑 誠 取締役 事業統轄本部長



1975 年生まれ。筑波大学社会学 類法学専攻卒業。農林中金アカデ -講師。年金、高齢者との金融 相続実務の研修等におい て、窓口および渉外担当者視点に よる研修を提供している。

※不動産に関する公的資料とは 法や活用方法を紹介します。 握に役立つ、公的資料の入手方 このような情報および状況の把

(16

本人からの委任状が必要です。

なお、賃借人(借地人や借家



2 固定資產課税台帳等

1 固定資産課税台帳とは

固定資産課税台帳は、

各市

び建物の所在や状況、 ために、 税および都市計画税を課税する 村において、もっぱら固定資産 資料です。 課税標準額などを記録している 一つひとつの土地およ 評価額や

受ける場合には、原則として ない人が閲覧や証明書の交付を 提示が求められる)。本人では ます(本人確認のための資料の 動産の所有者)本人とされてい は、原則として、納税義務者 資産課税台帳や関連する資料を 報は、広く一般に公開されてい の交付を受けることができる人 閲覧、記載内容に関する証明書 る情報ではありません。 この台帳に記録されている情 市町村役場において、 そのた

> 料の提示が求められる)。 や証明書の交付を受けることが 可能です(賃貸借関係を示す資 っている不動産について、 また、相続が生じている不動 は 賃貸借契約の対象とな

要に応じて組合員に情報提供で 明書の交付を受ける具体的な方 者・遺言執行者なども、 ので、担当する地域の市町村の 法や手数料などは、 能です(相続などの関係を示す 産については、相続人・受遺 ホームページを確認のうえ、 資料の提示が求められる)。 証明書の交付を受けることが可 ムページに掲載されています 固定資産課税台帳の閲覧や証 市町村のホ 閲覧や 必

2 把握できる内容

きるとよいでしょう。

より、 は証明書の交付を受けることに 固定資産課税台帳を閲覧また 次の項目を把握すること

ができます。

- ・当該不動産の所有者の住所 氏名
- 現況 地目・地積、 家屋番号・種類・構造・ (土地については地番 建物については
- 固定資産税評価額
- 固定資産税等の課税標準 額
- 固定資産税等の税額

の固定資産税評価額と土地の時 して評価されていますが、土地 地価公示価格の七○%を目処と

価との乖離幅は、

地域および経

済状況などにより大きく異なり

ここに注意!① (課税標準額)

異なるケースが多々あります。 税率を乗じる対象となる金額を 画税の税率を乗じる対象となる でき、固定資産税および都市計 固定資産税および都市計画税の おいて軽減措置を受けることが 産税および都市計画税の課税に 金額は、固定資産税評価額とは 「課税標準額」といいます。 宅地などにおいては、 固定資

ります。 ことのないよう留意を要します。 ることが多いため、取り違える 書の書式は、 税標準額は隣合わせで表記され 市町村から交付を受ける証明 固定資産税評価額と課 市町村ごとに異な

格)とは大きく異なります。

土地の固定資産税評価額

る時価(実際の不動産取引にお

固定資産税評価額は、

V

わ

いて当事者間で合意する売買価

ます。 土地の固定資産税評価額の数

ど)や相続における合意形成 額を下回る価格でも取引が難し る一方、土地の固定資産税評価 倍の価格で取引される土地があ ならないでしょう。 の一つとして位置づけなければ 固定資産税評価額は、参考資料 前の相続対策(遺言書の作成な い土地も珍しくありません。 (遺産分割協議など) において、

書と課税明 固定資産税の納 細 税 通 知

3

固定資産税の納税義務者



、時価との違い

特集 相続アドバイスに活かす 相続登記の義務化等の制度見直し